

高槻で
ハウス栽培するなら

令和7年度

ビニールハウス補助事業

新設・増設・修繕・張替

事業費の1/3
最大20万円補助

主な要件

- ・1棟当たり20㎡以上であること
- ・新規資材を用いること
- ・他の補助制度を併用していないこと
- ・市内での出荷（朝市・直売所等）を主な目的とすること
- ・3年間出荷報告を行うこと
- ・高槻市民であり、過去1年以上農産物生産経験があること
- ・補助金交付決定後の施工であること



令和7年度 ビニールハウス補助事業 手続きの流れ

申請締め切り日

1月30日

2月末までに
実績報告を
提出可能な方に
限ります

※予算額に達した時点で締め切り
※同日に複数申込があり、予算額
を超えた場合は抽選

1 交付申請の提出

○提出書類

- ・計画書（様式A号）
- ・朝市・直売所等出荷誓約書（様式B号）
- ・設置場所地図・現況写真
- ・配置図（大きさの判る図面・パンフレット等）
- ・見積書（2社以上）

交付決定通知

※申請書類が揃っていることが
確認出来てから1カ月程度

2 交付決定通知後、工事開始

- 業者へ事業額を全額支払い
- 納品書・請求書・領収書受け取り

3 実績報告の提出

○提出書類

- ・実績報告書（様式D号）
- ・請求書（様式E号）
- ・竣工写真・出来形図（施工後写真に寸法を記入で可）
- ・請求書・領収書の写し

補助金の振込

※書類が揃っていることが
確認出来て以降、地産地消
推進協議会から振込

4 施工したハウスで農産物を栽培・出荷

- 申請書の計画書に沿って出荷

出荷報告提出依頼

※毎年3月頃

5 出荷実績報告（事業実施後3年間）の提出

○提出書類

- ・出荷実績（様式G号）
- ・様式G号に記入した作物の出荷伝票の写し

○各種書類の申し込み先・問い合わせ先○

- ・高槻市地産地消推進協議会（JAたかつき総合営農センター経済推進課）
高槻市野田4-30-10 ☎072-676-3279
- ・高槻市農林緑政課（市役所総合センター9階）
高槻市桃園町2-1 ☎072-674-7402